

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員並びに委員等（以下「役員等」という。）がその職務に従事し、又はその職務のため旅行したときの報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 会長の報酬については、週1回（原則として水曜日）出勤し、理事会、評議員会及び本会の運営に関する業務を遂行することにより支給するものとする。なお、出勤の確認は出勤簿によるものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

2 前項の規定にかかわらず、心配ごと相談員については、年4回に分けてそれぞれ最後の月において翌月の月末までに支給することができる。

(報酬の支給制限)

第4条 本会及び曾於市の常勤職員が役員等を兼ねる場合には、役員等の職にかかる報酬は、支給しない。ただし、勤務時間が重複しない場合は、この限りでない。

2 会長が委員等を兼ねる場合には、委員等の職にかかる報酬は、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、第三者委員については、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会福祉サービス利用者の相談・苦情解決実施要領第3条第3項ただし書の中立性が客観的に確保できる場合に限って支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、次に掲げる場合には、これを支給しない。

(1) 片道2キロメートル未満の場合

(2) 公用車（本会諸車及び本会経費をもって借り上げた諸車を含む）を使用した場合

3 市外等に旅行したときは、本会旅費規程を準用する。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の額は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点として計算する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人曾於市社会福祉協議会相談員の報酬・費用弁償に関する規程の廃止)

- 2 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会相談員の報酬・費用弁償に関する規程（平成 17 年 7 月 1 日施行）は、平成 19 年 11 月 30 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

役員等の報酬の額

	役職	区分	報酬の額
1	会 長	月額	50,000 円
2	会 長 を 除 く 理 事	日額	4,000 円
3	監 事	日額	終日にわたる 決算監査時 8,000 円 その他出会時 4,000 円
4	評 議 員	日額	4,000 円
5	評議員選任・解任委員会委員	日額	4,000 円
6	心 配 ご と 相 談 員	日額	3,000 円
7	表 彰 選 考 委 員 会 委 員	日額	4,000 円
8	第 三 者 委 員	日額	4,000 円
9	ボランティア市民・活動センター運営委員会委員	日額	2,000 円
10	子育て支援連絡会委員	日額	2,000 円
11	小規模多機能ホームより愛さかもと運営推進会議委員	日額	2,000 円